

長期収載品の選定療養に係る掲示

令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品を患者さん自身で希望した場合は選定療養費として自己負担が発生いたします。

(長期収載品とは、特許切れや再審査期間終了後も薬価基準に収載されている、後発医薬品のある先発医薬品のことです)

【対象】 外来患者さん

【対象外となる場合】 医師が医療法上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合

バイオ後発品

後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】 先発医薬品と後発医薬品の薬価差額の4分の1

※選定療養費には別途消費税も必要となります。

国や地方単独の公費負担医療制度（指定難病・重度・ひとり親などの医療費受給者証をお持ちの方）をご利用の場合も負担の対象となります。